

# 写真展実施要項

1. 日時 11月9日(土)～10日(日)

2. 会場 日本青年館

## 3. 目的

青年が、自らの体験や地域社会での活動で得たものを記録し表現した写真作品を展示し、文化の発展に寄与する。

## 4. 部門

### (1) テーマ作品の部

今大会のテーマは下記のとおりとする。

テーマ『青年による地域活動を掘り起こす写真』

### (2) 自由作品の部

## 5. 参加資格

(1) 本大会の参加資格は、下記の通りとする。ただし、各都道府県選手団役員(団長、副団長、総監督、総務)、監督、出品責任者はこの限りではない。

① 1979(昭和54)年4月2日から2004(平成16)年4月1日までに出生した者。

② 原則、2019(令和元)年5月1日からひきつづき当該都道府県に居住、または在勤・在学する者。

③ 全日制高等学校の生徒は参加対象としない。

④ 定時制または通信制高等学校、高等専門学校、各種学校の生徒は一般青年として参加できる。

(2) 無資格者の参加は失格とする。

(3) 日本青年団協議会正会員または各都道府県の大会窓口からの選出または推薦を受けた者。

(4) 国内外で職業競技者(演技者・技術者)としての活動実績を有する者は本大会に参加できない。

(5) オーバーエイジ枠の参加は認めない。ただし共同作品で連名出品の場合は、メンバー数の3分の1の参加を認める。

(6) 過去5年のあいだ、全国公募展で入選した作品は出品できない。また、過去に出品した同一作品の再出品は認めない。

## 6. 参加申込

締切期日をすぎた後の申込および変更は一切受け付けない。

## 7. 作品の大きさ

(1) 作品は単写真、組み写真とも可。サイズは、4切りから全紙、またはA4からA3ノビの範囲内とする。ただし、組み写真を1枚でレイアウトする場合は100cm×150cm以内のパネルに構成すること。

(2) 出品作品は額装またはパネル張り、およびそれに準じるものとする。

## 8. 出品点数

出品点数は両部門あわせて一人5点までとする。

## 9. 出品票

出品作品は所定の出品票を作品の裏に添付すること。組写真の場合は個々の作品に出品票を添付するとともに展示順を明記すること。ただし1枚でレイアウトする場合、出品票は1枚でよい。

## 10. 出品責任者

(1) 各都道府県から出品責任者として1人は必ず参加すること。ただし、生活文化展の出品責任者を兼ねてもよい。

(2) 出品責任者は、送付した荷物の開梱後、出品表並びに出品物・数を確認した上で受付をする。

(3) 出品責任者は、展覧会終了後、写真展係から一括して出品作品の返却を受けること。

## 11. 審査会ならびに表彰式・合評会

(1) 詳細については諸連絡等で連絡する。

(2) 最優秀賞は「テーマ作品」、「自由作品」の両部門から1点に授与する。優秀賞、佳作は部門ご

とに授与する。

- (3) 賞状は最優秀、優秀、佳作に入賞した作品に授与する。楯は最優秀、優秀作品に授与する。メダルは最優秀、優秀、佳作の出展者に授与する。

## 12. 注意事項

- (1) 肖像権や著作権などに抵触する場合は出品者が了解を得ること。大会主催者はその責任を負わない。
- (2) 公序良俗に反する作品は出品できない。
- (3) 出品作品は、輸送中に破損しないように厳重に荷造りをする。
- (4) 出品作品の輸送中の事故（返却の場合も含む）について大会主催者は責任を負わない。
- (5) 出品責任者は、出品作品の荷解きのための諸工具および荷造りのための材料を各自用意すること。
- (6) 展示場所や方法は、主催者側で定める。
- (7) 郷土芸能等他の道具とは、いっしょに送らないこと。
- (8) 作品返却後の運送業者の手配は、各自で行うこと。
- (9) 作品には上下、左右を明示し、組作品には必ず順番を明記のこと。
- (10) 申込書には出品作品の展示時の様子がわかるスナップ写真を必ず添付すること。

## 13. 東日本大震災に伴う参加資格の特例について

震災による被害状況及び影響等を考慮し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域県（以下、「特例対象県」）とし、前記参加資格を満たした上で、当該被災地域県からの避難等により、2011（平成23）年3月11日以降移動せざるを得なかった場合、避難前に在住していた県から参加することができる。ただしこの場合、2011（平成23）年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住していた者であることを当該県選手団長が証明する書類を提出することを条件とする。なお、書式については別途指定する。

## 14. その他

- (1) 基準要項、芸能文化の部要項の定めるところによる。
- (2) 参加者は、大会本部が指定した旅行業者を通じて航空券や乗車券及び宿舎を申し込む。ただし、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県は関東近郊のためこの限りではない。また、沖縄県は指定旅行業者を通じ航空券と宿舎を併せて手配することができないため、宿舎のみ指定旅行業者により手配する。
- (3) 記載のない内容については主催者で判断する。

